

自己資本の構成に関する開示事項

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（連結）

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	平成30年 6月末	平成30年 3月末
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目			
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	8,667,502	8,510,089
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	3,096,968	3,096,958
2	うち、利益剰余金の額	5,652,748	5,552,573
1c	うち、自己株式の額（ ）	82,213	12,493
26	うち、社外流出予定額（ ）	-	126,950
	うち、上記以外に該当するものの額	-	-
1b	普通株式に係る新株予約権の額	2,567	2,823
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	1,801,206	1,753,424
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額	335	332
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）	10,471,611	10,266,670
普通株式等Tier1資本に係る調整項目			
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	697,291	711,731
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	285,351	292,318
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	411,940	419,413
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	1,472	1,432
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 80,019	△ 67,433
12	適格引当金不足額	83,975	66,256
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	60,434	60,215
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	2,732	2,646
15	退職給付に係る資産の額	272,082	266,468
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	7,465	7,981
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-

27	その他Tier1資本不足額	-	-	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (口)	1,045,434	1,049,297	
普通株式等Tier1資本				
29	普通株式等Tier1資本の額 ((イ) - (口)) (ハ)	9,426,177	9,217,372	
その他Tier1資本に係る基礎項目				
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	597,969	599,794
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-	-
34-35	その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額	230,102	224,359	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	650,343	650,343	
33	うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	650,343	650,343	
35	うち、銀行持株会社の連結子法人等(銀行持株会社の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	-	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	1,478,415	1,474,497	
その他Tier1資本に係る調整項目				
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	81,640	81,640	
42	Tier2資本不足額	-	-	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	81,640	81,640	
その他Tier1資本				
44	その他Tier1資本の額 ((ニ) - (ホ)) (ヘ)	1,396,775	1,392,857	
Tier1資本				
45	Tier1資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)	10,822,952	10,610,229	
Tier2資本に係る基礎項目				
46		Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-
		Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-
		Tier2資本調達手段に係る負債の額	1,001,293	993,367
		特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-	-
48-49	Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額	53,920	49,810	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	594,817	625,381	
47	うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	-	
49	うち、銀行持株会社の連結子法人等(銀行持株会社の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	594,817	625,381	
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	76,281	75,328	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	76,281	75,328	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	-	-	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	1,726,312	1,743,888	

Tier2資本に係る調整項目			
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	0	0
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	50,000	50,000
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	50,000	50,000
Tier2資本			
58	Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	1,676,312	1,693,888
総自己資本			
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	12,499,264	12,304,117
リスク・アセット			
60	リスク・アセットの額 (ヲ)	64,022,210	63,540,277
連結自己資本比率			
61	連結普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ))	14.72%	14.50%
62	連結Tier1比率 ((ト) / (ヲ))	16.90%	16.69%
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	19.52%	19.36%
調整項目に係る参考事項			
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	781,422	699,361
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	616,568	617,191
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	1,418	3,997
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
76	一般貸倒引当金の額	76,281	75,328
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	87,380	85,252
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	290,636	288,292
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	650,343	650,343
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	84,356	79,809
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	813,713	813,713
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-